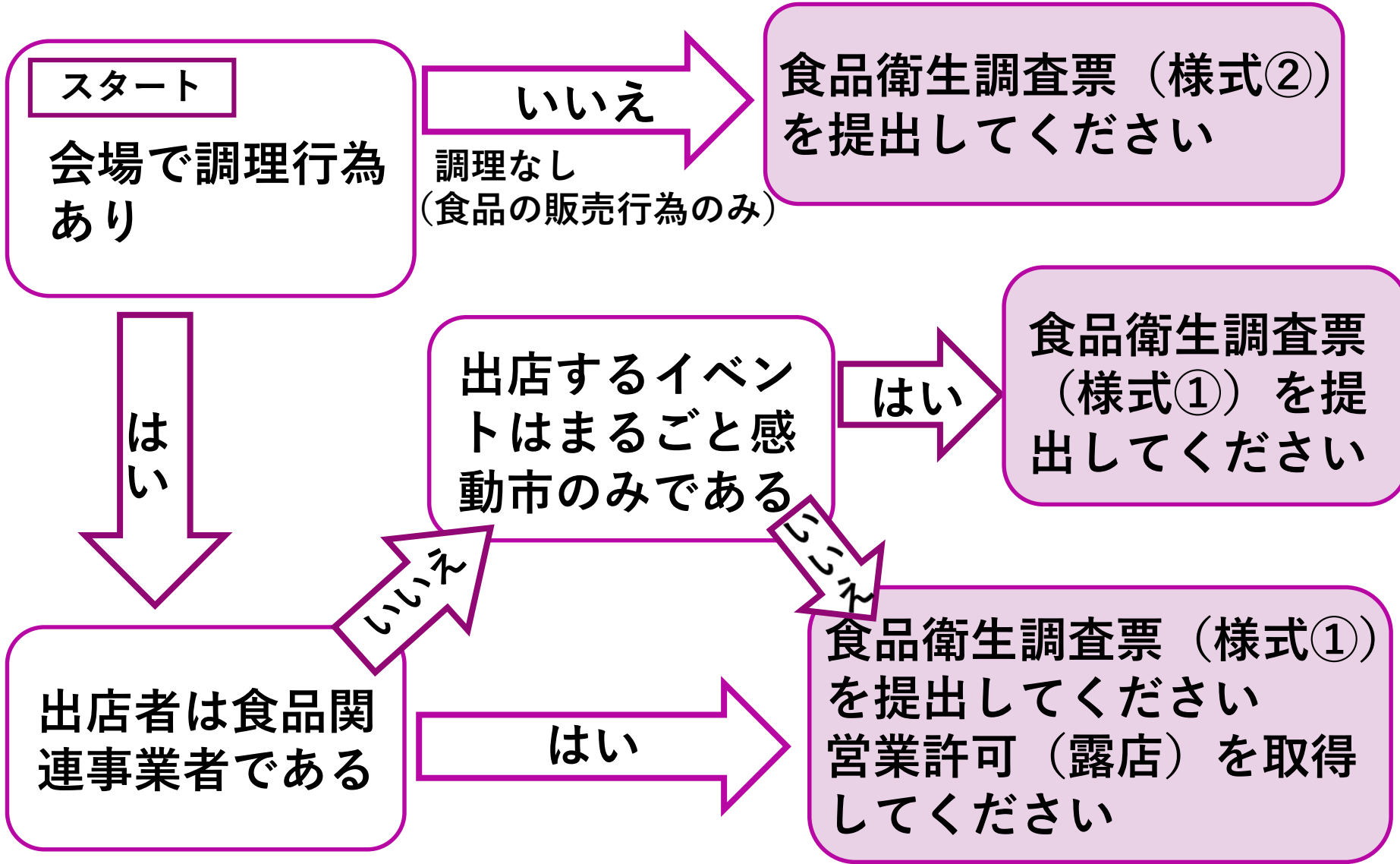
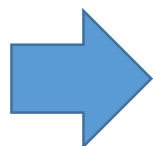


但馬まるごと感動市・食の祭典inあさご 飲食物の提供を考えておられる皆様へ



★営業許可（露店）

食品関連事業者が出店する場合は営業行為となり、露店営業の許可が必要です。



様式①を提出 +
健康福祉事務所で許可の申請をしてください

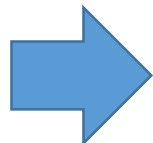
※許可証の写しを添付してください

★営業許可不要（臨時出店届）

イベントに付随して行われるもので、短期間（年1回3日以内）の素人による調理は、営業には該当しませんので許可の対象にはなりません。

<取扱い可能品目>

原則として、喫食直前に加熱調理して提供できるものに限ります。



様式①または②を提出してください

詳しくは、朝来健康福祉事務所食品薬務衛生課へご相談ください。

TEL (079) 672-6872